年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

厚生年金関係 6件

関東(茨城)厚生年金 事案 8723

第1 委員会の結論

1 申立期間①のうち、昭和55年10月31日から56年3月21日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年3月21日であると認められることから、当該事業所における資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、26 万円とすることが 必要である。

2 申立人は、申立期間②のうち、昭和 59 年 1 月 31 日から同年 2 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を同年 2 月 21 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義 務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

3 申立人は、申立期間③のうち昭和59年8月1日から同年10月1日までの期間及び60年8月1日から61年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のC社における標準報酬月額の記録を、59年8月及び同年9月は24万円、60年8月から同年12月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚 生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除 く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認 められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月31日から56年11月1日まで

- ② 昭和59年1月31日から同年3月2日まで
- ③ 昭和59年8月1日から61年1月1日まで

申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、それぞれ勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間③について、C社から支給されていた給与より、厚生年金保険の標準報酬月額が低いので、標準報酬月額の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の被保険者記録により、申立人は申立期間①のうち、昭和 55 年 10 月 31 日から 56 年 3 月 20 日までの期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(昭和 55 年 12 月 31 日。以下「全喪日」という。)より後の昭和 56 年 4 月 22 日付けで、申立人の同社における資格喪失日を遡って 55 年 10 月 31 日とする資格喪失届が受付されたと推認され、ほかの 28 人についても同様の処理が行われたと考えられる。

また、A社に係る商業登記簿の記載並びに同社の元事業主及び複数の同僚の陳述により、同社は全喪日以後においても、当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断できることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人の資格 喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理は有効なものとは認めら れないことから、申立人の同社における資格喪失日を、雇用保険の記録 により確認できる離職日の翌日である昭和56年3月21日に訂正するこ とが必要と認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の上記被保険 者名簿における昭和55年10月の定時決定の記録から、26万円とするこ とが必要である。

一方、申立期間①のうち、昭和 56 年 3 月 21 日から同年 11 月 1 日ま

での期間については、A社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は見当たらない。

また、申立人が所持する給料明細書によると、昭和 56 年3月から同年10月までは、厚生年金保険料が控除されていない。

さらに、商業登記簿によると、A社は既に解散しており、同社の元事業主は、賃金台帳等の資料は無く、当時の厚生年金保険の加入状況等について不明としている。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持する給料明細書により、申立人は申立期間②のうち、昭和59年1月31日から同年2月20日までの期間にB社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給料明細書から、26万円とすることが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行 について、事業主から回答を得られず、これを確認できる関連資料及び 周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事 務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び 周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和 59 年 2 月 21 日から同年 3 月 2 日までの期間については、B社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は見当たらない。

また、申立人が所持する給料明細書によると、昭和 59 年2月の厚生年金保険料が控除されていない。

さらに、商業登記簿によると、B社は既に解散しており、同社の元事業主からは回答が得られないため、申立人の申立内容について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立人は、申立期間③に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③のうち、昭和 59 年8月1日から同年 10 月1日までの期間及び 60 年8月1日から 61 年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、59 年8月及び同年9月は 24 万円、60 年8月から同年12月までは26 万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)の事業主による納付義務の履行について、 事業主は、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は 無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して 行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無 いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち、昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 8 月 1 日までの期間について、申立人が所持する給料明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

関東(長野)厚生年金 事案8728

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から同年9月15日まで 昭和39年4月から43年12月までA社C工場に勤務していたが、年 金の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。私 は、申立期間及びその前後において、同社に継続して勤務しており、厚 生年金保険料も給与から控除されていたはずなので、調査の上、記録を 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、複数の同僚の回答及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間及びその前後の期間において同社C工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人は、給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と回答しており、申立人と同様に昭和39年7月及び同年8月の厚生年金保険の記録が無かった同僚から提出された給与明細書では、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社(D区) に係る事業所別被保険者名簿における昭和 39 年 9 月の記録から、1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同様に昭和39年7月1日にA社(E区)に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年9月15日にA社(D区)に係る資格を取得し、申立人の申立期間と同じ期間の年金記録が欠落している者が45人確認できることから、申立人に係る届出についても、事業主が同年9月15日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東(茨城)厚生年金 事案 8729

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から同年9月15日まで 昭和39年4月から平成17年6月30日に定年退職するまでB社に勤務していたが、年金の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。私は、申立期間及びその前後において、A社C工場に継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、複数の同僚の回答及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間及びその前後の期間において同社C工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人は、給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と回答しており、申立人と同様に昭和39年7月及び同年8月の厚生年金保険の記録が無かった同僚から提出された給与明細書では、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社(D区) に係る事業所別被保険者名簿における昭和 39 年 9 月の記録から、1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同様に昭和39年7月1日にA社(E区)に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年9月15日にA社(D区)に係る資格を取得し、申立人の申立期間と同じ期間の年金記録が欠落している者が45人確認できることから、申立人に係る届出についても、事業主が同年9月15日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から同年9月15日まで 昭和39年4月から42年7月までA社C工場に勤務していたが、年金 の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。私は、 申立期間及びその前後において、同社に継続して勤務しており、厚生年 金保険料も給与から控除されていたはずなので、調査の上、記録を訂正 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、複数の同僚の回答及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間及びその前後の期間において同社C工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人は、給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と回答しており、申立人と同様に昭和39年7月及び同年8月の厚生年金保険の記録が無かった同僚から提出された給与明細書では、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社(D区) に係る事業所別被保険者名簿における昭和 39 年 9 月の記録から、1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同様に昭和39年7月1日にA社(E区)に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年9月15日にA社(D区)に係る資格を取得し、申立人の申立期間と同じ期間の年金記録が欠落している者が45人確認できることから、申立人に係る届出についても、事業主が同年9月15日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 59 年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったと認められることから、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については 28 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月1日から同年5月1日まで 昭和56年2月にB社(現在は、C社)に入社し、59年4月1日付け で、A社に出向した。年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険 被保険者記録が無いので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者 資格取得日は昭和59年5月1日となっているが、申立人のD厚生年金基金 (平成*年に解散)に係る厚生年金基金加入員台帳では、当該事業所に係 る加入員資格取得日は申立てどおりの同年4月1日となっていることが確 認できる。

さらに、厚生年金基金の設立事業所となる際には、厚生年金保険の適用 事業所となっていることが要件とされており、オンライン記録によると、 A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和59年5月1日であり、 申立期間は同社が適用事業所となる前の期間であるところ、B社において 申立期間当時、人事業務に従事していた同僚は、「A社の新規適用手続時、 全ての保険者に対して同じ昭和59年4月1日付けで届出をしたと思う。」 と供述している上、D厚生年金基金の規約別表(同基金解散後、厚生労働省が保管していたもの。)において、A社の厚生年金基金の設立事業所としての適用年月日は同日であることが確認でき、当該規約別表には厚生大臣(当時)による認可番号及び認可日の記載が確認できるところ、E厚生局は厚生年金保険の適用年月日の確認をした上で当該認可を行っていたと考えられると回答している。

加えて、F健康保険組合から提出されたA社が加入していたG健康保険組合の規約及び組合原簿においても同社の適用年月日は昭和59年4月1日であることなどから、同社に係る厚生年金保険の適用年月日が同年5月1日となっているのは不自然である。

また、上記のとおり、申立期間はA社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であるが、商業登記簿謄本によると、同社は申立期間当時から法人事業所であり、雇用保険の加入記録により5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、申立期間についても、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和59年4月1日に 厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し て行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間に係る厚 生年金基金加入員台帳の記録から、28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録をそれぞれ 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日

② 平成19年6月19日

年金事務所からの通知により、A社(現在は、B社)に勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間の賞与記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の平成 15 年支給控除項目一覧表(以下「支給控除項目一覧表」という。)、19 年個人別賃金台帳(以下「賃金台帳」という。)及びC健康保険組合から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、15 年 6 月 27 日及び 19 年 6 月 19 日に事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の①及び②に係る標準賞与額については、上記支給控除項目一覧表及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、それぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りにより申立期間①及び②に係る厚生年金保険料

を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月1日から4年2月29日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額は 12 万 6,000 円又は 10 万 4,000 円となっているが、申立期間に係る役員報酬は 44 万円であったので、当該期間に係る標準報酬月額を 44 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成4年3月30日。以下「全喪日」という。)より後の平成4年4月16日付けで2年3月から4年1月までの申立人に係る標準報酬月額が44万円から12万6,000円に遡及して訂正され、6年7月20日付けで3年10月から4年1月までの標準報酬月額が12万6,000円から10万4,000円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る閉鎖事項全部証明書及び申立人の申述により、申立期間及び上記遡及訂正処理が行われた時期(平成4年4月 16 日及び6年7月 20 日)は、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、自ら行っていたとするA社に係る厚生年金保険の手続は、全喪日後は行っていないとしているが、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額の減額訂正処理が行われた平成4年4月 16 日において申立人を含む 16 人の厚生年金保険の被保険者資格喪失処理がなされており、当該 16 人のうち申立人を含む 14 人の健康保険証が社会保険事務所(当時)に返納されていることが確認できることから、当該標準報酬月額の減額訂正処理等については、会社の業務としてなされた行為であると認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月21日から48年4月1日まで

② 昭和48年4月1日から49年4月1日まで

大学の夜間部に通いながら申立期間①はA社(現在は、B社)に、申立期間②はC社に勤務した。しかし、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の陳述により期間の特定はできない ものの、申立人はA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立 人の申立期間①に係る給与からの厚生年金保険料の控除について不明と しており、上記複数の同僚から保険料控除について陳述は得られなかっ た。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名は見当たらない。

なお、上記被保険者名簿により、申立人は、A社で昭和 45 年9月9日に被保険者資格を取得し、46 年3月 21日に同資格を喪失し健康保険証を返納していることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人の挙げた同僚の陳述により、期間の特定 はできないものの、申立人はC社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、法務局の登記目録によるとC社は昭和 54 年1月*日に解散しており、申立内容について確認することができず、オンライン記録により、申立期間②当時の同僚で住所の分かる同僚に照会し、一人

(申立人の挙げた同僚)から回答が得られたが、申立人の給与からの厚 生年金保険料の控除について不明としている。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間②において申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠落も無い。

3 このほか、申立期間①及び②について、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東(山梨)厚生年金 事案 8726

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から14年10月30日まで A社から役員報酬を受けていた期間のうち、申立期間に係る標準報酬 月額が遡って引き下げられているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録により、当初、59万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった(以下「全喪」という。)平成14年10月30日よりも後の同年11月28日付けで、12年11月から13年3月までは13万4,000円、同年4月から14年9月までは9万8,000円に遡及して訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立期間及び標準報酬月額の 遡及訂正処理日(平成14年11月28日)において、申立人は、同社の代 表取締役であったことが確認できる。

また、複数の同僚の陳述により、A社における社会保険事務についての権限は、代表取締役である申立人が持っていたと推認できる上、同社の社会保険事務担当者は、全喪及び遡及訂正処理に係る届書の作成を自身で行った覚えは無いと回答している。

さらに、複数の同僚は、「A社の倒産前に手形の不渡りがあり、その後の同社の経営状況は厳しかった。」との陳述しており、そのうち一人は、A社が社会保険事務所(当時)に手形を預けていた旨を回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する 責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正 処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されないことから、 申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成18年7月

年金記録によると、A社における平成 18 年7月の賞与の記録が無いが、賞与が支給されていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であるB社人事部は、「A社は、申立人に申立期間に係る賞与を支給していなかった。」と回答している上、C年金事務所が保管するA社の申立期間に係る健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書(控)により、同社は平成18年7月14日に731人の被保険者に賞与を支給していることが確認できるが、その中に申立人の記録は見当たらない。

また、申立人に係る平成 19 年度課税証明書 (D市) に記載された社会 保険料控除額には、申立期間に係る厚生年金保険料額は含まれていなかっ たことが推認される。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。 関東 (新潟) 厚生年金 事案8732 (新潟厚生年金事案550の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から45年7月1日まで

前回、年金記録確認新潟地方第三者委員会(当時)において、脱退手当金の支給記録の訂正は認められないとの通知を受け取ったが、納得がいかない。再申立てにあたり書類を捜したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた時に入院及び通院をしていた病院の診断書が見付かった。当該診断書を提出するので、再度調査の上、申立期間について記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、脱退手当金として支給された額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどを理由として、既に年金記録確認新潟地方第三者委員会の決定に基づく平成21年9月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存してい

ない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、 年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しない か、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、 いわゆる周辺の事情から考慮して判断しなければならない。

今回、申立人は、新たな資料として、申立人が入院及び通院していた病院の昭和43年6月25日付け自動車損害賠償責任保険診断書(以下「診断書」という。)を提出し、再度、調査審議をしてほしいと申し立てているところ、申立期間当時の厚生年金保険法によれば、障害年金の受給権者は、脱退手当金を受給できないこととされている。

このため、上記診断書を精査したところ、申立人は、昭和43年6月25日 に労働者災害補償保険13級の障害(以下「労災13級」という。)に該当するとした診断を受けていることが確認できるほか、同年6月24日に「治癒見込」とされていることから、期間の限定はできないものの、当該診断日以降も継続して療養していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間当時の労災13級の障害の要件は、i)一眼の視力が0.6以下になったもの、ii)一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの、iii)両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すものとされている一方で、申立期間当時の障害厚生年金の第3級(一番軽い障害)は、両眼の視力が0.1以下に減じたものとされており、国民年金の第2級(一番軽い障害)においては、両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のものとされていることから判断すると、申立人が該当すると診断された労災13級に比べて厚生年金保険、国民年金の障害の要件の方が重いことから、申立期間当時、申立人が障害年金の受給権を有していたとは認め難い。

なお、日本年金機構は、平成22年度以降の障害厚生年金、障害基礎年金 に係る受付簿及び7年以降の不支給、却下等の綴りを確認したが、申立人 の請求は確認できないと回答している。

また、今回新たにB社から申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等の提出があったものの、いずれの資料からも申立人が脱退手当金を受給していないことを確認することはできない。

さらに、B社の事業主の親族は、「当時も今も退職金制度は無い。」と 供述しているほか、申立人のほかに脱退手当金の支給記録のあるただ一人 の同僚(昭和38年8月21日支給決定)は、「会社から脱退手当金の説明は 無かったが、退職時に現金を受け取ったので、それが脱退手当金だと思っ ている。」と供述しており、当該同僚は脱退手当金について認識している ことから判断すると、当該事業所において事業主による代理請求が無かっ たとは言い難い。

加えて、申立人は、「年金は大事なものだという認識はあったが、退職

後は、目の治療に費用がかかり、国民年金保険料を納付する余裕が無かった。」としているが、申立人に係るC市役所の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人がB社を退職してから約3年9か月後の昭和49年4月頃に払い出され、同年1月から国民年金保険料の免除制度を利用していることから判断すると、当時、申立人が脱退手当金を受給せずに年金受給権を留保する意思を有していたとは認め難い。

これらのほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらず、年金記録確認新潟地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東(新潟) 厚生年金 事案 8734 (新潟厚生年金事案 50 及び 826 及び 1282 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月9日から38年9月9日まで 年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。

当該事業所の記録については、これまでに三度、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正が認められなかった。

今回、平成13年11月にB社会保険事務所(当時)で受け取った自分の被保険者記録照会回答票の写しを再度確認したところ、A社における資格喪失日について、当初、「5-35.05.09」と印字されていたものが横線で消され、「38 09 09」と手書きで訂正されていた。これは、当初の日付が誤りであり、上書きされた日付が正しいことを意味するものと思われる。再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は当初、昭和35年5月から37年4月までの期間を申立期間として申立てを行ったが、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができず、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無い上、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料も無いとして、既に年金記録確認新潟地方第三者委員会(当時)の決定に基づく平成20年7月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、年金記録確認新潟地方第三者委員会の決定に納得がいかないとして再申立てを行ったが、申立人からは新たな資料等の提出は無く、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見

当たらないことから、再度同委員会の決定に基づく平成22年3月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、新たな資料として、同僚と一緒に写った写真を提出し、当該写真の裏にA社の社印が押され、「昭和 36.7」と記載があることから、昭和 36 年7月時点で同社に引き続き勤務していたとして再申立てを行ったが、当該同僚は、同年2月 25 日に同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年7月時点では既に別の事業所で被保険者となっていることが確認できるほか、申立期間にA社で被保険者であった元従業員のうち、所在が確認できた7人に照会したところ、いずれも申立人のことは記憶に無いとしており、申立人の申立期間における勤務実態や保険料控除等について確認することができないことから、既に年金記録確認新潟地方第三者委員会の決定に基づく平成 23 年 2 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、平成13年11月にB社会保険事務所で受け取った被保険者記録照会回答票を提出し、同回答票において、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が当初、「5-35.05.09」(昭和35年5月9日)と印字されていたものが、手書きで「38 09 09」と加筆、修正されていることを根拠に、同社における当初の資格喪失日の記録は誤りであるとして、申立期間を昭和35年5月9日から38年9月9日までの期間に変更し、再申立てを行っている。

しかしながら、申立期間のうち、昭和37年5月1日から38年9月9日までの期間については、申立人は、これまでの申立てにおいて、「C事業所に就職するために昭和37年4月30日にA社を退職した。」旨を具体的に供述している上、D事業所の回答及び同事業所から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は、同年5月1日付けでC事業所に就職していることが確認できる。

また、申立人は、今回、B社会保険事務所で受け取った被保険者記録照会回答票における当初の記録が加筆、修正されていることを根拠に申立てを行っているが、B年金事務所は、当該被保険者記録照会回答票が手書きで加筆、修正されていることに関して、「記録の照合、調査の結果、相違が判明すれば、事務所内で正しい記録に訂正処理を行った後、お客様へは訂正後の被保険者記録回答票の交付を行う。」、「通常、被保険者記録回答票を修正したものを交付することは無い。」、「当時の年金相談受付票等の資料は保存されていないが、当時も記録訂正処理の取扱要領等に基づき対応を行っていたと思料する。」と回答している。

このほかに年金記録確認新潟地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。